

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び
「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
に関する Q & A の更新

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、同法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正（項ズレ）等を反映するため、『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』及び『（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関する Q & A について、次のとおり更新いたしました。

※ 更新箇所は、赤字（更新した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。

【事業者編】

9：その他

Q 9－2 個人番号を暗号化等により秘匿化すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。

A 9－2 個人番号は、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号法第2条第8項第2条第9項に規定する個人番号に該当します。（平成 27 年 4 月追加・令和 7 年 4 月更新）

Q 9－3 個人番号をばらばらの数字に分解して保管すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。

A 9－3 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するに当たっては、ばらばらに分解した数字を集めて複合し、分解前の個人番号に復元して利用することになるため、ばらばらの数字に分解されたものについても全体として番号法第2条第8項第2条第9項に規定する個人番号であると考えられます。（平成 27 年 4 月追加・令和 7 年 4 月更新）

Q 9－4 個人番号の一部のみを用いたものや、個人番号を不可逆に変換したものは、個人番号に該当しないと考えてよいですか。

A 9－4 「個人番号」には、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものが含まれます（番号法第2条第8項第2条第9項）。同項の「個人番号」に該当するかについては、生成の由来から個人番号に対応するものと評価できるか否か及び個人番号に代わって用いられることを

本来の目的としているか否かの観点を総合的に勘案して判断されます。

したがって、個人番号の一部のみを用いたものや、個人番号を不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当すると判断されることがあります。（令和４年４月追加・令和７年４月更新）

Q17－３ （別添２）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）2「番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案」とは、どういう事案を指すのですか。

A17－３ ここでいう「番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案」とは、個人情報保護法では制限されておらず、番号法に規定された事項に違反する又はそのおそれのある事案を指します。

具体的には、番号法によって定められた社会保障、税及び災害対策その他の行政分野に関する特定の事務以外で個人番号を利用した場合（第９条）、番号法で限定的に明記された場合以外で特定個人情報を提供した場合（第１９条）~~の規定に違反する場合~~、又はそのおそれのある場合などが該当します。（令和４年４月追加・令和６年５月更新・令和７年４月更新）

以上